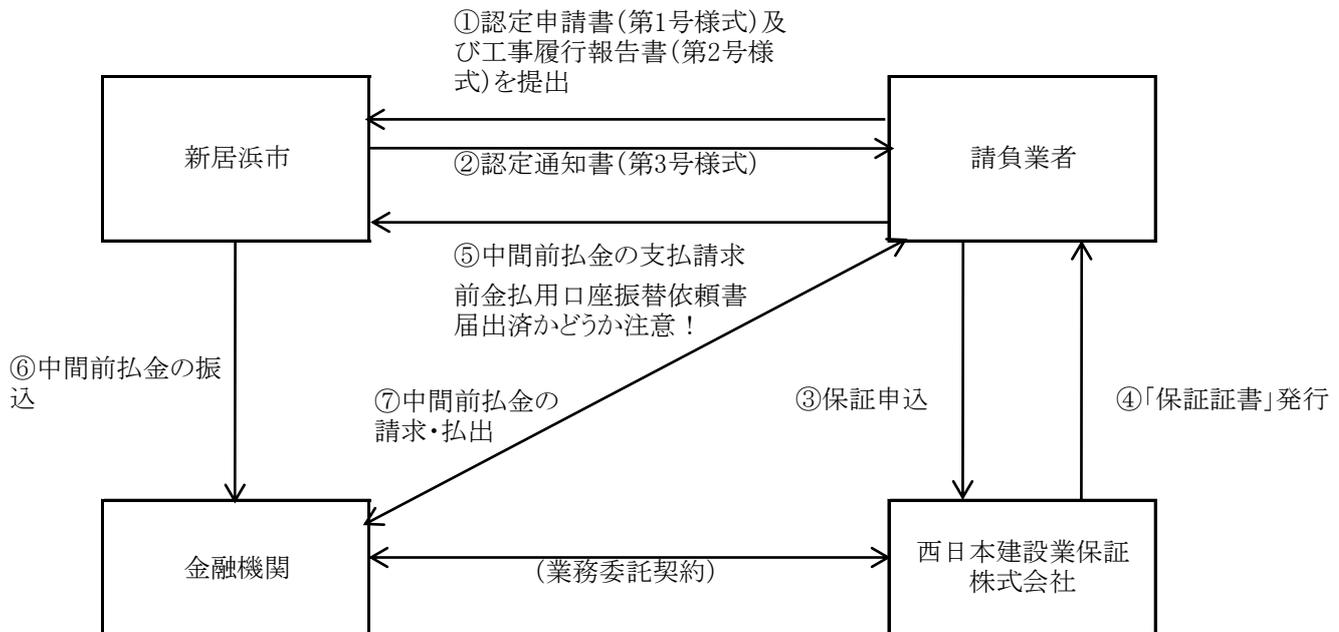


中間前払金に係る手続の流れ



注意事項

- 1 認定申請書(第1号様式)及び工事履行報告書(第2号様式)は、工事監督員に提出してください。
- 2 工事履行報告書の作成については、別紙の記入例を参考にしてください。
- 3 中間前払金の請求金額は、10万円未満の金額を切り捨ててください。
- 4 中間前払金の請求にあたっては、請求書・保証証書を工事監督員に提出してください。**前金払用口座振替依頼書**を提出していないとき又は既に提出済みの口座に変更があったときは、請求書等と一緒に提出をお願いします。(支払事務の変更により、平成23年度から前払金を請求するときも、未提出の場合は前金払用口座振替依頼書提出する必要があります。ただし、一度提出すれば、変更がない限り再度提出する必要はありません。)
- 5 **低入札により落札したときは、中間前払金は支払わないものとします。**

